

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和八年七月十六日

犬山市議会議長

大沢 秀教 殿

請 願 者

尾北地区教職員組合 執行委員長

他 249名（犬山市立小中学校在勤教職員）

紹介議員

柴田 浩行
岡 寛



請 願 趣 旨

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取りまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、二〇二八年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に三十五人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも五十人引き下げられることとなりました。また、小学校四年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が百人から五十人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級については、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級のさらなる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、二分の一から三分の一に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率二分の一への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出されるよう左記の事項についてお願いいたします。

請 願 事 項

- 一、「新たな『定数改善計画』」を十分な予算とともに確実に実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元すること。

「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、2028年度までの「新たな『定数改善計画』」が策定され、中学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられるほか、養護教諭の複数配置基準が小・中学校いずれも50人引き下げられることとなった。また、小学校4年生の教科担任制の拡大や、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が100人から50人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級については、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、少人数学級のさらなる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

犬山市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣 宛

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた「新たな「定数改善計画」」の策定 (義務教育費国庫負担金)

資料1



令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

1兆6,504億円
1兆6,210億円

文部科学省

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を上出し、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした、令和10年までの「新たな「定数改善計画」」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、給特法等の改正を踏まえた、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

「新たな「定数改善計画」」9,214人【29,621人】

(【 】は令和8～10年度の改善総数(一部事項には令和7年度の既改善分を含む))

※下記事項のうち、★については義務標準法を改正することにより、児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。

○中学校における指導体制の充実(35人学級) 5,800人【17,400人】

★給特法等一部改正法附則第4条を踏まえ、
令和7年度で完成した小学校35人学級から切れ目なく実施。

○小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援 <令和7年度からの4年間の計画的な改善の2年目>

○いじめ・不登校対応等のための体制整備 1,897人【6,682人】

・中学校の生徒指導担当教師の配置充実 <令和7年度からの4年間の計画的改善の2年目>
・小学校の生徒指導担当教師の配置充実 <30学級以上の学校数×1/2→18学級以上の学校数×1/2>
★学びの多様化学校の体制整備のための定数措置の新設 <設置学校数×2人>
★養護教諭の配置充実 <3学級以上から定数算定→学校に1人、複数配置基準を小・中いずれも100人引下げ>

○多様な教育課題等に対応するための基礎定数の充実 527人【1,579人】

★夜間中学校の体制整備のための定数措置の新設 <設置学校数×2人>
★学校統合支援のための定数措置の新設 <統合後3年間、基礎定数で措置>
★大規模共同調理場への定数措置の改善 <10,001食以上は現行の3人から+1人措置>
★地教法に規定する共同学校事務室の機能強化 <複数の事務室を統括する事務職員定数の新設>

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等(給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。)の教職員(略)について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目ざし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分 等

・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

教師の処遇改善 +161億円

○主務教諭の創設(令和8年4月～)

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする(月額6,000円程度)。

○教職調整額の改善 5% ⇒ 6%(令和9年1月～)

教職調整額の改善とあわせ、管理職(校長・教頭等)の本給も改善。

○部活動指導手当の見直し(令和8年4月～)

※これらの処遇改善のほか、給料の調整額を見直す(1/4程度の縮減を予定)。

(担当: 初等中等教育局財務課)

新たな「定数改善計画」の策定（令和8年度～令和10年度） （義務教育費国庫負担金）

資料2



令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

1兆7,118億円
1兆6,210億円

文部科学省

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、学校の働き方改革を加速化し、教職の魅力を向上、教師に優れた人材を確保する。そのため、約40年ぶりとなる公立中学校の学級編制標準の引下げにより、中学校35人学級を実現するとともに、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化などに係る令和10年度までの新たな「定数改善計画」を策定する。また、学びの専門職である教師にふさわしい処遇の実現のため、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性和職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

新たな「定数改善計画」7,596人【24,605人】（〔 〕は令和8～令和10年度の改善総数（一部事項には令和7年度の既改善分を含む））

※下記のうち、★については義務標準法を改正する事項。（児童生徒数等に基づいて算定される基礎定数による改善を図ることで、将来的な教職員定数の見通しがたち、各地方自治体の採用・教職員配置がより計画的に行われることが見込まれる。）

★ 中学校における指導体制の充実（35人学級） 5,580人【16,580人】

令和7年度で完成した小学校35人学級から学年進行で切れ目なく実施。

★ 養護教諭の配置充実 104人【310人】

複数配置基準を小・中学校いずれも50人引下げ（小：851人→801人以上、中：801人→751人以上）

★ 学校事務体制の機能強化 222人【665人】

複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数の新設

○ 生徒指導に係る体制の充実 650人【2,940人】（小：100人【300人】、中：550人【2,640人】）

小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実

○ 小学校教科担任制の計画的な推進 990人【3,960人】

学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減を図るため、小学校4年生の教科担任制の拡大と、新規採用教師を支援

○ 学校統合のための支援 50人【150人】

小・中学校の円滑な統合を引き続き支援

※自然減（▲7,800人）のほか、中学校35人学級に活用している定数など加配定数の見直しによる合理化減等（▲2,692人）を計上

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』

附則

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教職員（略）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

三 公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定すること。

第四条 政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三十五人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

その他の既定改善分 等

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化の完成 +348人
- ・定年引上げに伴う特例定員 +3,345人

教師の処遇改善 +136億円

○主務教諭の創設（令和8年4月～）

学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする（月額6,000円程度）。

○教職調整額の改善 5% ⇒ 6%（令和9年1月～）

教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。

○部活動指導手当の見直し（令和8年4月～）

月額2,700円 ⇒ 月額3,900円

※上記のほか、人事院勧告による給与の増、給料の調整額の見直し（1/4縮減。令和9年1月～）、算定方法の適正化等を行う。
部活動指導手当については、部活動の地域展開の方向性を踏まえ、国庫負担を順次縮減していく。

（担当：初等中等教育局財務課）

(別紙 2)

市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

<2021年3月>

2021年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛り込んだ少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけて、744人の加配にとどまった。

<2021年4月>

義務標準法改正案が参議院本会議にて全会一致で可決・成立した。その結果、小学校第2学年の35人学級が実現した。また、中学校の35人学級については附帯決議の中でふれられるにとどまった。

<2022年3月>

2022年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した小学校高学年における教科担任制の推進や少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備などのために概算要求に盛り込んだ6,135人の定数改善は大幅に見直された。

<2023年3月>

2023年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,158人の定数改善は大幅に見直された。

<2024年3月>

2024年度政府予算が成立した。小学校高学年における教科担任制を1年前倒しで実施することになったものの、文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,910人の定数改善には届かなかった。

<2025年3月>

2025年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増ために概算要求に盛り込んだ7,653人の定数改善には届かなかった。

<2026年4月>

2026年度政府予算が成立した。文科省は約20年ぶりの定数改善計画となる「新たな『定数改善計画』」を策定したものの、中学校35人学級の実現など義務標準法の改正に伴う定数増、小学校4年生の教科担任制の拡大や小・中学校生徒指導担当教師の配置充実などのために概算要求に盛り込んだ9,214人の定数改善には届かなかった。

【今後の取り組み】

義務標準法の改正に伴い、中学校第1学年において学級編制の標準が35人に引き下げられた。しかし、概算要求に示されたものに比べ、養護教諭の複数配置基準の引き下げ幅が100人から50人に縮減されているなど、定数改善が大幅に見直されており、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。2026年度の予算編成にむけた財政制度等審議会において、「教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。一方、教員志望者は減少している状況にあり、教員の質をどのように確保していくかが課題である。」としている。こうし

た財務省による、教員の「量」的充実度が高い水準にあり、「質」的充実度に課題があるという考え方は、教員の未配置が生じているなか、現場で懸命に働く組合員の実態や保護者・県民の思いを無視したものであり、断じて容認できるものではない。このような状況であることから、「新たな『定数改善計画』」の確実な実施と、さらなる少人数学級の拡充を含めた次期定数改善計画の策定にむけ、国へ意見反映をしていくよう関係機関に働きかけることや、斎藤嘉隆参議院議員をはじめとした日政連議員と連携し、全国連帯のもと、国に求めていくことが大切である。

2. 定数改善の経緯について (国による法改善の主な内容)

第1次計画 (1959～1963)	
学級編制基準を50人とする。	改善増34,000人
第2次計画 (1964～1968)	
学級編制基準を45人とする。	改善増61,683人
第3次計画 (1969～1973)	
4個学年による複式学級解消。	改善増28,532人
第4次計画 (1974～1978)	
3個学年による複式学級解消。教頭・学校栄養職員の定数化	改善増24,378人
第5次計画 (1980～1991)	
学級編制基準を40人とする。	改善増79,380人
第6次計画 (1993～2000)	
指導方法の改善のための定数措置	改善増30,400人
第7次計画 (2001～2005)	
教科等に応じ、少人数指導を行うための定数措置	改善増26,900人
第8次計画 (2006～2010)	
06概算要求に盛り込まれたものの、最終的には文科省と財務省の合意により実施されず。 (2010)	
少人数指導や特別支援教育の充実のための定数措置。7年ぶりの教職員定数純増。	改善増 4,200人
新・定数改善計画 (案) (2011～)	
11概算要求に盛り込まれたものの、実施されず。 (2011)	
小学校第1学年の学級編制標準の引き下げによる定数措置	改善増 2,300人
(2012)	
小学校第2学年の35人学級実現のための加配措置 学習支援が必要な児童生徒への支援の充実のための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増 3,800人
新たな定数改善計画 (案) (2013)	
13概算要求に盛り込まれたものの、政権交代により、実施されず。 (2013)	
いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増 1,800人
(2014)	
2014年度からの7年間で24,000人の定数改善の工程を明示し、14概算要求に単年度3,800人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。 いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置 東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置	改善増 1,303人

新たな教職員定数改善計画（案）（2015）

2015年度からの10年間で31,800人の定数改善を示し、15概算要求に初年度2,760人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

個別の教育課題への対応のための加配措置

学級規模適正化への支援のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,500人

(2016)

2016年度からの9年間で28,100人の定数改善を示し、16概算要求に初年度

3,040人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

学校現場が抱える課題への対応のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,525人

(2017)

2017年度からの10年間で29,760人の定数改善を示し、17概算要求に初年度

3,060人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実のための定数措置

「外国人児童生徒等教育」の充実のための定数措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,868人

(2018)

2018年度からの9年間で22,755人の定数改善を示し、18概算要求に初年度

3,415人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,465人

(2019)

2019年度からの8年間で18,910人の定数改善を示し、19概算要求に初年度2,615人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,240人

(2020)

20概算要求に1,920人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 2,437人

(2021)

21概算要求には、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛りこまれた少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけた加配のみにとどまった。

少人数によるきめ細かな指導体制の整備のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 1,810人

(2022)

22概算要求に6, 135人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置

小学校における35人学級の推進のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

(2023)

23概算要求に5, 158人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校における35人学級の推進のための加配措置

小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置

教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

(2024)

24概算要求に5, 910人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校高学年における教科担任制の強化のための加配措置

小学校における35人学級の推進のための加配措置

教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

(2025)

25概算要求に7, 653人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校における教科担任制の拡充のための加配措置

中学校における生徒指導担当教師の配置拡充のための加配措置

多様化・複雑化する課題へ対応するための加配措置

35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増のための加配措置 等

「新たな『定数改善計画』」の策定(2026)

26政府予算において、2026年度からの3年間で24, 605人の定数改善が示され、初年度7, 596人の増員が盛り込まれた。概算要求からは縮減されたものの、約20年ぶりの策定となった。

中学校における指導体制の充実(35人学級)のための加配措置

養護教諭の配置充実のための加配措置

生徒指導に係る体制の充実のための加配措置

小学校教科担任制の計画的な推進のための加配措置 等

改善増 7, 596人

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

<2009年11月>

政府刷新会議において、義務教育費国庫負担金についての事業仕分けが行われたものの、仕分け作業においては、義務教育費国庫負担金の縮減にむけた議論にはならず、国が責任をもって負担すべきという意見が飛び交い、その後、閣議決定された次年度の政府予算案においても、国庫負担率は本年度のままであるものの、制度は堅持されることとなった。

<2010年4月>

政府は、6月を目途に地域主権にかかわる大綱的な方針を検討するとした。この中で、国庫補助金・国庫負担金の一括交付金化が検討され、義務教育費国庫負担金の扱いも検討対象となる見込みであった。

<2010年6月>

政府は、地域主権戦略大綱を閣議決定し、その中で、義務教育費国庫負担金については一括交付金の対象外となったものの、教職員人事権の移譲、学級編制権限・教職員定数決定権の移譲、教職員給与負担の移譲について、「関係者の理解を得て、2011年度以降、結論が得られたものから順次実施する」とされており、依然として予断を許さない状況である。

<2011年12月>

次年度以降の義務教育費国庫負担金については、「今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果の検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことやその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」という確認事項が記された。

<2013年1月>

政府は、2013年度予算案について、国家公務員給与削減措置に関する給与臨時特例法をふまえ、義務教育費国庫負担金631億円の減額措置を盛り込んで閣議決定した。

<2013年12月>

政府は、給与臨時特例法の終了にともない、義務教育費国庫負担金443億円の増額とする2014年度予算案を閣議決定した。

<2014年3月>

参議院決算委員会において、斎藤嘉隆参議院議員が、下村文部科学大臣に義務教育費国庫負担金のあり方について問いただし、「義務教育については国が責任を負うべきものであり、本来、国が100%みるべきものである」との見解を確認した。

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。		
<2015年4月>	2015年度政府予算	義務教育費国庫負担金 38億円減
<2016年3月>	2016年度政府予算	義務教育費国庫負担金 13億円減
<2017年3月>	2017年度政府予算	義務教育費国庫負担金 22億円減
<2018年3月>	2018年度政府予算	義務教育費国庫負担金 20億円減
<2019年3月>	2019年度政府予算	義務教育費国庫負担金 27億円減
<2020年3月> 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革をめざし、教職員定数の改善などを推進するために21億円の増額措置となった。		
<2021年3月> 少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。 2021年度政府予算 義務教育費国庫負担金 57億円減		
<2022年3月> 少子化の進展による教職員定数減や加配定数の見直し、国庫負担金の算定方法の見直しなどによる義務教育費国庫負担金の減額がされた。 2022年度政府予算 義務教育費国庫負担金 149億円減		
<2023年3月> 小学校における35人学級の計画的な整備や、高学年の教科担任制の推進、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2023年度政府予算 義務教育費国庫負担金 93億円増		
<2024年3月> 小学校における高学年の教科担任制の強化や、35人学級の計画的な整備、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2024年度政府予算 義務教育費国庫負担金 86億円増		
<2025年3月> 小学校における教科担任制の拡充や、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充、多様化・複雑化する課題への対応、35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う教職員定数の改善などや、教職調整額の改善等の教師の処遇改善を図るために、義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2025年度政府予算 義務教育費国庫負担金 180億円増		
<2026年4月> 中学校における指導体制の充実や養護教員の配置充実、生徒指導に係る体制の充実、小学校教科担任制の計画的な推進など、義務標準法の改正に伴う教職員定数の改善や、教職調整額の改善等の教師の処遇改善を図るために、義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2026年度政府予算 義務教育費国庫負担金 908億円増		

【国庫負担率 3 分の 1 による弊害】

国庫負担率が 3 分の 1 であることにより、残りの 3 分の 2 は各自治体が負担するため、自治体の財政難などによって払いきれない場合がある。その場合、教員の給料を下げたり、非常勤講師化したりするなどしてはならない。また、義務教育費国庫負担金を全額使い切れない場合は国へ返上することになる。

文科省の調査では、2024 年度、22 の県・市で約 40, 6 億円の義務教育費国庫負担金が返上された。(※教員未配置により、返上された県・市を含む)

【今後の取り組み】

義務教育費国庫負担金について増額がなされることを、国へ意見反映をしていくよう、関係機関に働きかける。今後も、国の動向を注視するとともに、教育の機会均等、水準確保のため、引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率 2 分の 1 への復元にむけて、斎藤嘉隆参議院議員をはじめ日政連議員と連携をはかりながら、全国連帯のもと、国に求めている。

※なお、今後、情勢の変化に伴い、追加資料を作成し、配付する方針である。

2026年度愛教組定数重点要求

子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するため、愛教組は、次の事項を重点として、教職員定数増や学級規模縮小を求める取り組みをすすめます。

1 小中学校の全学年における少人数学級実現にむけて、現在行われている県独自措置による35人学級の継続とともに、拡充をすすめること。

また、県独自措置による少人数学級の実施については、予算を削減することなく、次の項目につとめること。

- ・ 加配定数を転用したり、他の教員を削減したりすることなく、正規教員により配置すること。
- ・ 子どもの自然増による学級増の場合と同様な扱いで、正規教員により配置すること。

2 学級規模縮小を含めた国による「新たな『定数改善計画』」の確実な実施とともに、次期定数改善計画の策定にむけて、関係機関に働きかけること。

3 子どもたちにきめ細かな教育をすすめるため、県独自制度を維持するとともに、「愛知県小中学校教職員定数配当方針」に、次の項目を盛り込んで改善すること。

- (1) 少人数指導授業対応教員を正規教員で配置し、拡大すること。
- (2) 小学校専科教員を正規教員で全校に配置すること。
- (3) 児童生徒支援対応教員の配置を拡大すること。
- (4) 通級指導担当教員の配置を拡大すること。
- (5) 日本語教育適応学級担当教員の配置基準の改善を含め、配置を拡大すること。
- (6) 養護教員の複数配置を拡大すること。
- (7) 特別支援学級編制基準を引き下げるなど、正規教員の配置を拡大すること。
- (8) 小中学校における特別支援教育コーディネーターの定数化をはかること。
- (9) 中学校生徒指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
- (10) 中学校進路指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
- (11) キャリア教育を担当する教員を正規教員で全校に配置すること。
- (12) 小規模校・へき地校・特別支援学校に教員を加配すること。
- (13) 栄養教員の配置を拡大すること。
- (14) 主幹教諭の配置を拡大すること。
- (15) 地域連携教育推進担当教員を正規教員で配置し、拡大すること。
- (16) 専任司書教諭を全校に配置すること。
- (17) 免許教科外担当教員を解消すること。
- (18) 学校事務職員を全校に配置するとともに複数配置を拡大すること。